

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(併給禁止における支給方法等) 第29条 条例第21条第2項ただし書に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、 <u>刑事調査官</u> とする。 2 [略]	(併給禁止における支給方法等) 第29条 条例第21条第2項ただし書に規定する「人事委員会の定めるもの」とは、 <u>検視官室長</u> とする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。